

最近、巧妙な手口が増えています!!

～高齢者を狙う悪質商法にご用心～

どんな、契約トラブルが多いの？

公民館などで、日用品などを無料で配り、巧みな話術で雰囲気盛り上げ、ふとんや健康器具など高額な商品売りつける『SF商法(催眠商法)』や次々と商品を契約させる『次々販売』などの悪質商法があります。

他には、リフォーム工事・屋根工事、着物などの高額で深刻なものが目立ちます。



未然に防ぐためにはどうすればいいの？

未然に防ぐためには、その場では判断せず、家族などに相談しましょう。契約書をよく読んで確認をしたり、他社などいろいろな比べてみましょう。家族や近所の人にも普段の生活に変わりがないかなど気を配り未然に防ぎましょう。



もし契約をしてしまった場合は？

クーリング・オフ制度があります。書面を受け取って8日以内であれば無条件で解約できます。しかし、消耗品を消費してしまうと、消費した分はクーリング・オフできない場合もありますので注意してください。「おかしいな」「困ったな」と思ったら、お近くの消費生活センターへ相談して下さい。

